

## 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

2019年5月18日

全国健康保険協会徳島支部  
支部長 品川 晴旨

### 1 調達内容

(1) 調達件名

集団特定健診案内はがき印刷作成業務委託

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

2019年6月25日（火）

(4) 納品場所

全国健康保険協会徳島支部

(5) 見積競争方法

仕様書の予定数量に単価を乗じた額の総価をもって見積競争に付する。

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって決定とするので、見積競争に参加を希望する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の税抜額を見積書に記載すること。

### 2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31、32、33年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」「役務の提供等」の有資格者であり、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク取得事業者、ISO/IEC27001 または JISQ27001 のいずれかの認証を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) 競争参加資格確認書類（別途指示）を当協会徳島支部へ提出し、承認を受けた者であること。
- (11) 仕様書どおりの履行が可能な者であると同時に、作業場内に施錠できる保管庫等を有しており、支給部材等の厳重な保管及び管理が可能であること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書・競争参加資格確認書類に関する問い合わせ先

〒770 - 8541 徳島県徳島市沖浜東 3-46 Jビル西館 1階

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 担当 角・安東

電話 088 - 602 - 0251

- (2) 仕様書の配布方法

2019年5月20日（月）から2019年5月27日（月）まで上記3（1）の配布場所にて公布する。

- (3) 見積書・競争参加資格確認書類の提出期限及び場所

期 限 2019年5月28日（火） 13時00分

提出場所 全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ

- (4) 見積書の提出方法

①見積書の様式は任意とする。

②見積書は見積もった金額の詳細が分かるように内訳も記載すること。

③見積書には、会社名称及び代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。

なお、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。

④郵送で提出する場合は、封筒の目立つ場所に「集団特定健診案内はがき印刷作成業務委託に係る見積書在中」と朱書きすること。

⑤特段の事項がある場合には別途指示する。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証金

全額免除とする。

- (3) 見積競争に参加を希望する者に要求される事項等

①見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類を見積書に添えて提出しなければならない。

②見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

③提出した見積書の差替え、変更、取消はできないものとする。

④見積書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

- ⑤一旦受領した書類は返却しない。
- (4) 見積書の無効
- ①記載漏れ、記載誤り、押印漏れ、又は判断不能のものは無効とする。
- ②本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、見積競争に参加を希望する者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積の条件に違反した見積書は無効とする。
- ③競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約相手方の決定方法
- ①本公告に示した業務を履行できると当協会徳島支部長が判断した資料を添付した見積書を提出した者であって、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- ②同額の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会徳島支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約の相手方を決定する。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無
- (8) 見積結果の通知
- 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者には、電話連絡することとする。

以上公告する。

## 【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者。
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- （4） 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- （6） 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者。
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者をその期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

2. 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。